

宮津市公報

平成29年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

3 宮津市公印の印影印刷	1
4 宮津市議会定例会の招集	1
5 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会）	1
6 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（長江自治会）	1
7 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱	2
8 宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱	2
9 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱	2
10 宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱	3

公 告

5 平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】第1次試験の合格者	4
6 宮津市森林整備計画の変更案の縦覧	4
7 公示送達	4
8 公示送達	4
9 平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】の合格者	5
10 公示送達	5
11 公示送達	5
12 認可地縁団体（里波見自治会）が所有する不動産に係る登記の特例適用にかかわっての異議を述べる方法等	5

教 育 委 員 会

《告 示》

2 宮津市教育委員会定例会の招集	6
3 宮津市教育委員会臨時会の招集	6
4 宮津市教育委員会臨時会の招集	6

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	6
---------------------------	---

農 業 委 員 会

《告 示》

3 宮津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱	7
4 宮津市農業委員会総会の招集	8

正 誤

平成29年1月4日付け宮津市公報第839号中	8
------------------------	---

告 示

宮津市告示第 3 号

宮津市公印のうち市長印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成29年2月9日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (寄附金受領証明書) (寄附金税額控除に係る申告特例通知書)	平成29年2月10日

* * *

宮津市告示第 4 号

平成29年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成29年2月28日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 小 西 清 秀
- 3 変更年月日 平成29年2月13日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成29年2月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>

氏名 北 仲 久 男

- 3 変更年月日 平成29年2月12日
4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第7号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成29年2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10分の2」を「10分の6」に改め、同項ただし書中「10万円」を「20万円」に改め、同条第2項中「4,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第4条第1項及び第2項の規定は、平成28年4月1日以後に受講を修了した教育訓練講座に係る給付金について適用し、同日前に受講を修了した教育訓練講座に係る給付金については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第8号

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成29年2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「2年」を「1年」に改める。

第4条中第12号を第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

(13) 社会福祉士

(14) 製菓衛生師

第4条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 准看護師

第5条中「24月」を「36月」に改める。

第9条第1項中「修了日以後」を「修了日の翌日から起算して1月以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第9号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 2月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱
宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱(平成27年告示第124号)の
一部を次のように改正する。

第1条中「以下同じ。)」の次に「及びひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童(以下「児童」という。)」を加える。

第3条中「ひとり親家庭の親」の次に「及びその児童」を加え、同条第1号中「児童扶養手当」を
「ひとり親家庭の親が児童扶養手当」に改め、同条第2号中「就業経験」を「就学経験、就業経験」
に改め、同条第3号中「過去」を「支給を受けようとする者が過去」に改める。

第8条第1項中「自ら」の次に「又は児童」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支
援給付金支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第10号

宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱を次のように定める。

平成29年 3月 1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会の委員(以下「委員」という。)の選任について、農業委員会等に関
する法律(昭和26年法律第88号)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)
に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(宮津市農業委員会委員候補者選考委員会)

第2条 委員の候補者を選考するに当たり、公正性及び透明性を確保するため、宮津市農業委員会委
員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、市長の求めにより委員の候補者の選考を行い、市長に報告するものとする。
- 3 選考委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 産業経済部長
- (2) 産業振興課長
- (3) 農林水産課長
- (4) 農山漁村振興課長
- (5) 農業委員会事務局長

- 4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 8 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 選考委員会の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第5号

平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成29年2月2日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

I 1 0 0 1	I 1 0 0 9	I 1 0 1 1	I 1 0 1 4
I 1 0 1 8	I 1 0 2 6	I 1 0 2 7	I 1 0 3 4
J 2 0 0 3	J 2 0 0 6	J 2 0 0 8	
P 7 0 0 1			

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成29年2月16日(木)午前10時45分～

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第6号

森林法等の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)附則第4条の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第7項の規定が準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を次により縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

平成29年2月7日

宮津市長 井上正嗣

記

1 縦覧の期間

平成29年2月7日から平成29年3月9日まで

2 縦覧場所

宮津市産業経済部農山漁村振興課産業基盤係(別館3階)

* * *

宮津市公告第7号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年2月10日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第8号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年2月13日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第 9 号

平成29年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年 2 月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

受験番号

I 1 0 1 4 I 1 0 1 8 I 1 0 2 6 I 1 0 3 4
J 2 0 0 8 P 7 0 0 1

* * *

宮津市公告第10号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年 2 月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第11号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年 2 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第12号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第2項の規定により公告します。

平成29年 2 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることに
ついて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記
名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 里波見自治会

区 域 宮津市字里波見

主たる事務所の所在地 京都府宮津市字里波見623番地

2 不動産に関する事項

土地の地目 原野

面 積 793㎡

所在地 宮津市字里波見小字タイラ10049番34

登記名義人の氏名及び住所

氏 名 神 谷 隆

住 所 大阪市城東区放出町317番地

3 公告期間 平成29年 2 月28日から平成29年 5 月29日

4 異議を述べる方法

宮津市長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する
申出書の様式に必要な事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所
を確認できる書類を添えて提出してください。

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第2号

平成29年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成29年2月14日

宮津市教育委員会
教育長 藤本 長壽

- 1 日 時 平成29年2月21日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第3号

平成29年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。
平成29年2月14日

宮津市教育委員会
教育長 藤本 長壽

- 1 日 時 平成29年2月24日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第4号

平成29年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。
平成29年3月1日

宮津市教育委員会
教育長 藤本 長壽

- 1 日 時 平成29年3月8日(水) 午後4時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成29年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱を次のように定める。

平成29年 2 月20日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

宮津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域及び募集人数)

第 2 条 推進委員が担当する区域及びその人数は、次のとおりとする。

担当する区域	人数
宮津（杉末、滝馬、宮村、辻町、惣、皆原、山中、波路町、波路、獅子崎の各自治会の区域）	1 人
上宮津（小田、喜多、今福の各自治会の区域）	1 人
栗田（新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子の各自治会の区域）	1 人
由良（由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会の区域）	1 人
吉津（須津、文珠の各自治会の区域）	1 人
府中（江尻、天橋、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分の各自治会の区域）	1 人
日置（浜、上の各自治会の区域）	1 人
世屋（下世屋、松尾、木子、上世屋、畑の各自治会の区域）	1 人
養老（大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、田原、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会の区域）	1 人
日ヶ谷（立、大西、厚垣、落山、藪田の各自治会の区域）	1 人

(宮津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会)

第 3 条 推進委員の候補者を選考するに当たり、公正性及び透明性を確保するため、宮津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、農業委員会の会長の求めにより推進委員の候補者を選考し、農業委員会の会長に報告するものとする。
- 3 選考委員会は、次の委員で組織する。
 - (1) 農業委員会の会長及び会長職務代理者
 - (2) 農業委員会役員会の役員のうち、農業委員会の委員
- 4 選考委員会の会議は、農業委員会の会長が招集し、農業委員会の会長が議長となる。
- 5 農業委員会の会長に事故があるときは、農業委員会の会長職務代理者がその職務を代理する。
- 6 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年3月1日

宮津市農業委員会
会長 藤井 忠

1 日時 平成29年3月6日(月) 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第5号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第6号 非農地証明について

議第7号 農用地利用集積計画(所有権移転)について

議第8号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

正 誤

平成29年1月4日付け宮津市公報第839号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
17	上から8行目	を加える。	を加え、同項を同条第2項とする。